

令和5年度 第4回佐久市介護保険事業計画等策定懇話会 次第

日時 令和6年1月19日(金)

午後1時30分より

場所 佐久市役所 8階大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 審議事項

(1) 策定懇話会委員からのご意見等について

(2) 「佐久市老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」(素案)の第6章
について

(3) その他

4 閉 会

佐久市介護保険事業計画等策定懇話会 委員名簿

任期:令和5年7月24日～令和7年7月23日 (敬称略)

選出組織等	氏 名	備 考
識見者	和 田 裕 一	佐久福寿園理事長
識見者	菊 池 小 百 合	佐久大学信州短期大学部教授
医師会	雨 宮 雷 太	佐久医師会会長
歯科医師会	野 村 裕 行	佐久歯科医師会会長
薬剤師会	今 牧 健 之	佐久薬剤師会会長
区長会	柳 澤 本 樹	佐久市区長会会長
社会福祉協議会	小 林 光 男	佐久市社会福祉協議会会長
民生児童委員協議会	青 木 美 佐 子	佐久市民生児童委員協議会副会長
栄養士会	柳 沢 喜 美 子	長野県栄養士会佐久支部長
シニアクラブ連合会	桜 井 美 智 子	佐久市シニアクラブ連合会女性部長
介護職域代表	関 澤 加 代	佐久市居宅介護支援事業者連絡協議会会長
被保険者代表	相 馬 喜 代 子	パートナーシップ佐久会員
被保険者代表	竹 内 ま さ 子	佐久市女性活躍人材

保険料収納必要額と基金の取り崩し

資料No. 2 - 1

(1) 第9期計画期間における保険料収納必要額

令和6年度～8年度合計	
標準給付費(A)	29,209,750 千円
地域支援事業費(B)	1,382,124 千円
第1号被保険者負担分相当額(C) {(A) + (B)} × 23%	7,036,131 千円
市町村特別給付費等(D)	18,500 千円
その他交付金等(E)	311,526 千円
保険料収納必要額(F) (F) = (C) + (D) - (E)	6,743,105 千円

・令和6年度～8年度までの65歳以上人口の合計:約92,500人

◎年額基準額: 6,743,105千円 ÷ 92,500人 ÷ 72,888円
(月額:6,074円)

(2) 第9期計画期間における基金の取り崩しについて

	基金取崩し額	0円	4億7千円
第9期 (令和6年度～令和8年度)	月額基準額	6,074円	5,650円
	年額基準額	72,888円	67,800円
	取崩影響月額	-	424円
	取崩影響年額	-	5,088円

※第3回懇話会までの推計では、3億円基金を取り崩すことで第8期と同額の基準額となると見込んでおりましたが、国の報酬改定率(1.59%)が決定したことにより再度推計した結果、4億7千万円の取り崩しで第8期の基準額程度となる見込みとなりました。

(3) 第11期・12期の保険料基準額見込(第9期計画期間の介護報酬単価で推計)

第11期 (令和12年度)	月額基準額	7,092円
	年額基準額	85,104円
第12期 (令和17年度)	月額基準額	7,768円
	年額基準額	93,216円

第9期計画期間における、国の標準段階・標準乗率

資料No.2 - 2

(1) 国がこれまで示していた参考例 (R5.7.31全国介護保険担課長会議資料より)

段階	対象者	保険料率
1	○生活保護を受給している人 ○世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.26 ①
		0.275 ②
		0.29 ③
2	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.47
		0.48
		0.485
3	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える人	0.68
		0.685
		0.69
4	○本人が市民税非課税 (世帯内に課税者がいる) で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.9
5	○本人が市民税非課税 (世帯内に課税者がいる) で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える人	1.0(基準額)
6	○合計所得金額120万円未満	1.2
7	○合計所得金額120万円～210万円未満	1.3
8	○合計所得金額210万円以上～320万円未満	1.5
9	○合計所得金額320万円以上～410万円未満	1.7 A
		1.7 B
		1.7 C
10	○合計所得金額410万円以上～500万円未満	1.8
		1.9
		1.9
11	○合計所得金額500万円以上～590万円未満	1.9
		2.1
		2.1
12	○合計所得金額590万円以上～680万円未満	2.0
		2.3
		2.3
13	○合計所得金額680万円以上	2.1
		2.4
		2.6



(2) 第9期計画期間における国の定める標準段階・標準乗率 (R5.12.22付厚生労働省老健局通知より)

段階	対象者	保険料率	市の保険料率(案)
1	○生活保護を受給している人 ○世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.285	0.285
2	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485	0.485
3	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える人	0.685	0.685
4	○本人が市民税非課税 (世帯内に課税者がいる) で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	0.88
5	○本人が市民税非課税 (世帯内に課税者がいる) で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える人	1.0(基準額)	1.0
6	○合計所得金額120万円未満	1.2	1.2
7	○合計所得金額120万円～210万円未満	1.3	1.3
8	○合計所得金額210万円以上～320万円未満	1.5	1.5
9	○合計所得金額320万円以上～420万円未満	1.7	1.7
10	○合計所得金額420万円以上～520万円未満	1.9	1.9
11	○合計所得金額520万円以上～620万円未満	2.1	2.1
12	○合計所得金額620万円以上～720万円未満	2.3	2.3
13	○合計所得金額720万円以上	2.4	2.4

佐久市における第8期の段階、料率および第9期の段階数、保険料率（案）

（1）第8期計画期間における段階数、料率等

段階	対象者	保険料率	年額保険料	1号被保険者数 (R5.4.1)
1	○生活保護を受給している人 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.3	20,300円	3,796
2	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.5	33,900円	3,214
3	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える人	0.7	47,400円	3,083
4	○本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.88	59,600円	2,540
5	○本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	67,800円	5,451
6	○市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	1.25	84,700円	5,876
7	○市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	1.35	91,500円	3,202
8	○市民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	101,700円	2,226
9	○市民税課税で合計所得金額が400万円以上の人	1.75	118,600円	906

（2）第9期計画期間における段階数、料率等（案）

段階	対象者	保険料率	年額保険料	8期との 増減の比較	1号被保険者数 (R6見込)
1	○生活保護を受給している人 ○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.285	19,300円	↘	3,546
2	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485	32,800円	↘	3,177
3	○世帯全員が市民税非課税で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が120万円を超える人	0.685	46,400円	↘	3,059
4	○本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円以下の人	0.88	59,600円	→	2,471
5	○本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる）で本人の年金収入額とその他の所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 (基準額)	67,800円	→	5,573
6	○市民税課税で合計所得金額120万円未満	1.2	81,300円	↘	5,727
7	○市民税課税で合計所得金額120万円～210万円未満	1.3	88,100円	↘ ↗	3,782
8	○市民税課税で合計所得金額210万円以上～320万円未満	1.5	101,700円	→	1,683
9	○市民税課税で合計所得金額320万円以上～420万円未満	1.7	115,200円	↘ ↗	602
10	○市民税課税で合計所得金額420万円以上～520万円未満	1.9	128,800円	↗	258
11	○市民税課税で合計所得金額520万円以上～620万円未満	2.1	142,300円	↗	155
12	○市民税課税で合計所得金額620万円以上～720万円未満	2.3	155,900円	↗	82
13	○市民税課税で合計所得金額720万円以上	2.4	162,700円	↗	433

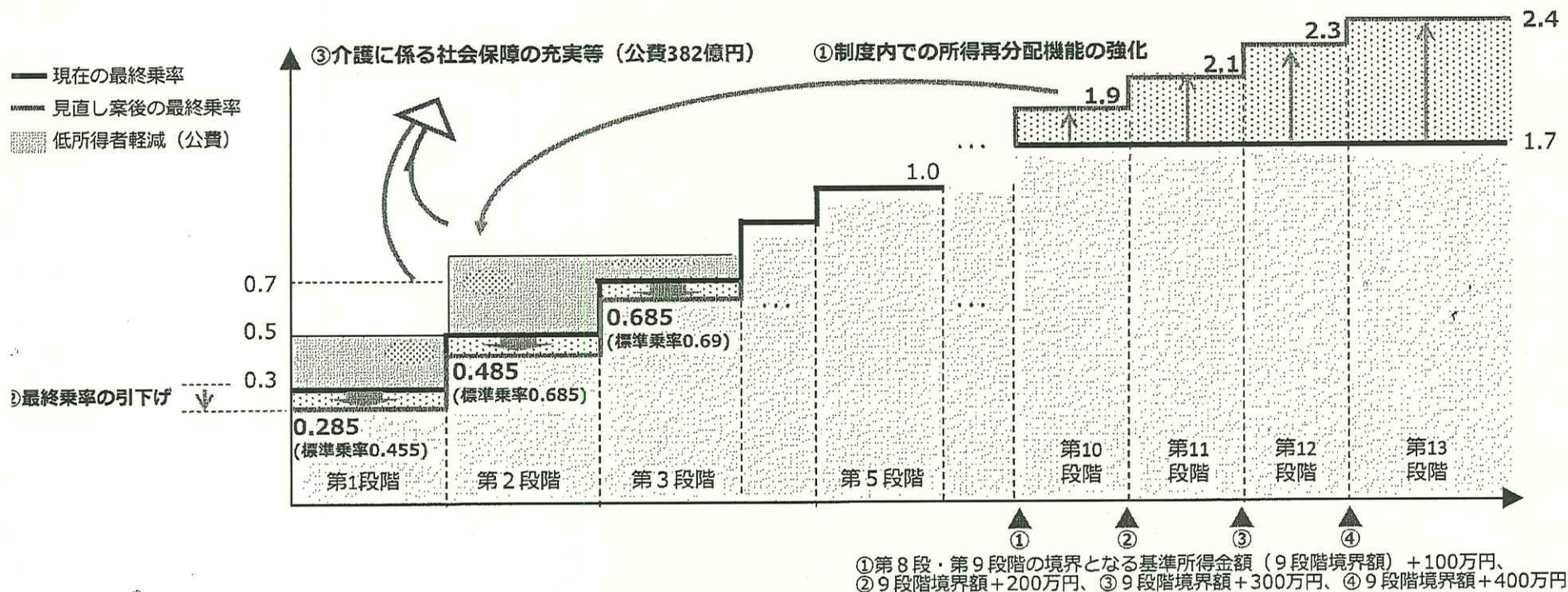
第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

資料No 2-3

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
 - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
 - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
 - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

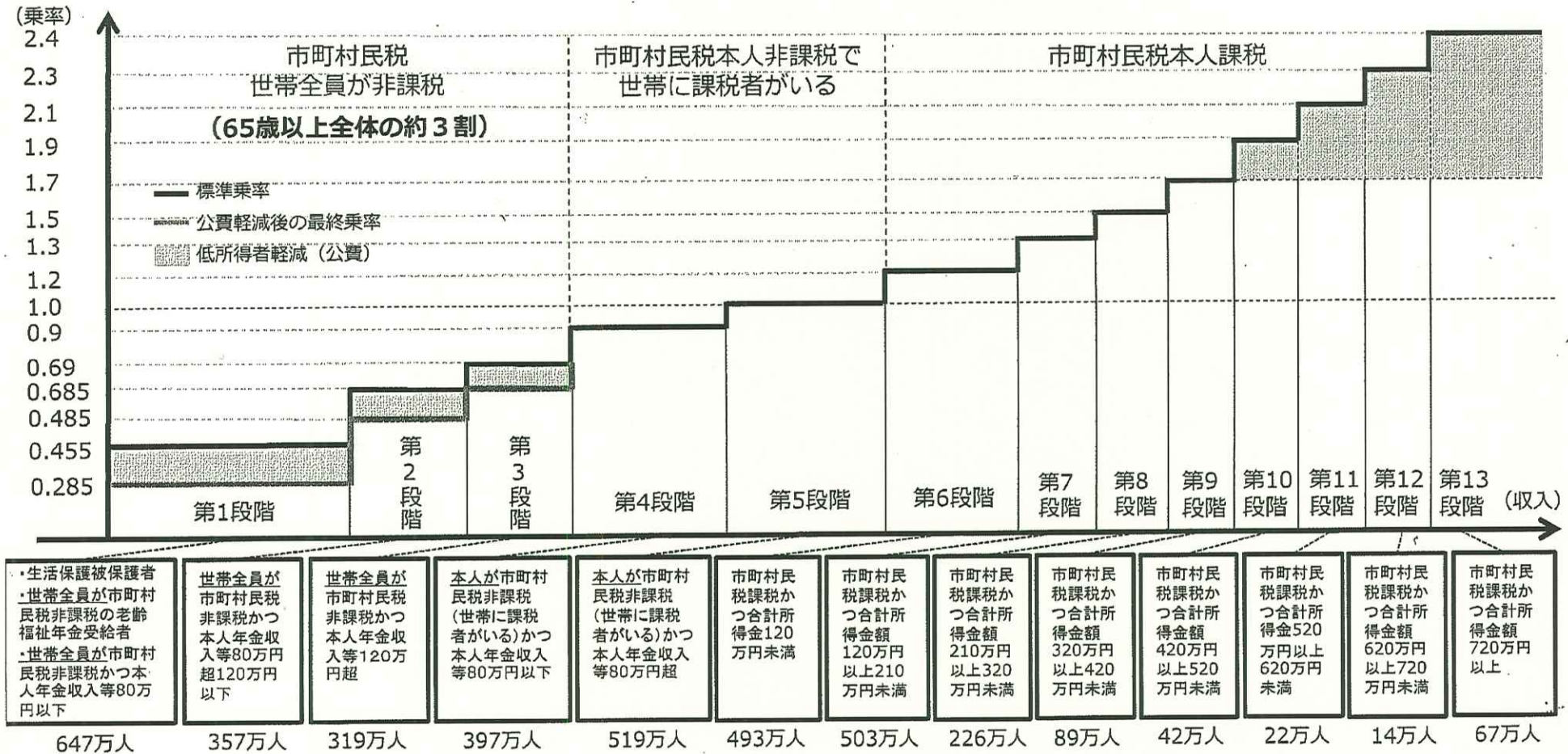
（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ（令和5年4月1日現在の状況により報告）